

研究活動の不正行為防止等に関する管理責任体制について

平成27年4月1日
宮崎県木材利用技術センター

「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日文科科学大臣決定、平成26年2月18日一部改正）（以下「ガイドライン」という。）に基づき、宮崎県木材利用技術センターの研究活動の不正行為防止等に関する管理責任体制を下記のとおり定める。

管理責任体制		役割
最高管理責任者	所長	外部資金研究費の管理及び使用について最終責任を負う者
統括管理責任者	副所長	最高管理責任者を補佐し、外部資金研究費の管理及び使用についてセンター全体を統括する実質的な責任と権限を有する者
コンプライアンス推進責任者	企画管理課長	統括管理責任者を補佐し、外部資金研究費の管理及び使用について、不正等の未然防止、業務の適正化及び効率化に関して実務上の責任と権限を有する者
コンプライアンス推進副責任者	各部長	コンプライアンス推進責任者を補佐し、外部資金研究費の管理及び使用について、それぞれの部を統括する実務上の責任と権限を有する者

【研究活動に関する不正行為の相談及び告発の受付窓口】

受付窓口	住所	受付窓口
木材利用技術センター 企画管理課	〒885-0037 都城市花繰町21号2番	[電話]0986-46-6041 [FAX]0982-46-6047 [電子メール] mokuzai-center@pref.miyazaki.lg.jp

【受付の範囲】

木材利用技術センターが実施する公的研究費による研究における不正行為に関する告発

【告発の取扱】

告発は、原則頭名(けんめい)により行われ、研究者又はグループ名、特定不正行為の内容、不正とする科学的合理的理由が示されているもののみ受け付ける。

なお、調査にあたって告発者に協力を求める場合がある。(告発者の個人情報や告発内容については、取扱いに十分注意することとする。)